

豊橋市児童福祉法施行条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成26年9月8日提出

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市児童福祉法施行条例の一部を改正する等の条例

(豊橋市児童福祉法施行条例の一部改正)

第1条 豊橋市児童福祉法施行条例(平成24年豊橋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)</u></p> <p>第2条 <u>法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。)をもって、その基準とする。</u></p> <p><u>(放課後児童健全育成事業に係る非常災害対策に関する基準)</u></p> <p>第3条 <u>放課後児童健全育成事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 消火設備その他の非常災害に際</u></p> | |

して必要な設備を設けるとともに、
震災、風水害、火災その他の非常災
害時に利用者の安全を確保するた
めに講ずべき必要な措置に関する具
体的な計画を立て、非常災害時の関係
機関への通報及び連絡の体制を整備
すること。

(2) 非常災害に備えるため、前号の
計画及び体制の内容を職員に周知さ
せるとともに、定期的に避難訓練、
消火訓練その他の必要な訓練を行う
こと。

(3) 前号の避難訓練及び消火訓練
は、可能な限り、少なくとも毎月1
回は行うこと。

2 放課後児童健全育成事業者は、非常
災害時の利用者の安全及び利用者に対
する適切な処遇の確保を図るため、本
市、他の社会福祉施設、地域住民等と
の連携協力の体制を整備するよう努め
なければならない。

(放課後児童健全育成事業に係る暴力
団員等の排除に関する基準)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、
暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第6号に規定する暴力団員（以下
「暴力団員」という。）、暴力団員で
なくなった日から5年を経過しない者
若しくは同条第2号に規定する暴力団
（以下「暴力団」という。）若しくは
暴力団員と密接な関係を有する者（以

下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等をその役員に含む法人であってはならない。

2 放課後児童健全育成事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにしなければならない。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第5条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条及び第7条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。)をもって、その基準とする。

(保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積に関する基準)

第6条 保育所型事業所内保育事業所に設ける乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(準用)

第7条 第3条の規定は、家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)について準用する。この場合において、同条中「利用者」とあるのは、「利用乳幼児」と読み替えるものとする。

2 第4条第1項及び第3項の規定は、
家庭的保育事業者等について準用す
る。

3 第4条第2項の規定は、家庭的保育
事業所等の管理者について準用する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関す
る基準)

第8条 法第45条第1項の規定により条
例で定める児童福祉施設（助産施設、
母子生活支援施設及び保育所に限る。
以下同じ。）の設備及び運営に関する
基準は、次条に定めるもののほか、児
童福祉施設の設備及び運営に関する基
準（昭和23年厚生省令第63号。以下
「児童福祉施設基準省令」という。）
をもって、その基準とする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 法第45条第1項の規定により条
例で定める児童福祉施設（助産施設、
母子生活支援施設及び保育所に限る。
以下同じ。）の設備及び運営に関する
基準は、次条から第6条までに定める
もののほか、児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準（昭和23年厚生省令
第63号。以下「基準省令」という。）
をもって、その基準とする。

(非常災害対策に関する基準)

第3条 児童福祉施設は、次に掲げる措
置を講じなければならない。

(1) 消火設備その他の非常災害に際
して必要な設備を設けるとともに、
震災、風水害、火災その他の非常災
害時に入所者その他児童の安全を確
保するために講ずべき必要な措置に
関する具体的な計画を立て、非常災
害時の関係機関への通報及び連絡の
体制を整備すること。

(2) 非常災害に備えるため、前号の
計画及び体制の内容を職員に周知さ
せるとともに、定期的に避難訓練、
消火訓練その他の必要な訓練を行う
こと。

(3) 前号の避難訓練及び消火訓練は、可能な限り、少なくとも毎月1回は行うこと。

2 児童福祉施設は、非常災害時の入所者その他児童の安全及び入所者その他児童に対する適切な処遇の確保を図るため、本市、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(設置者の要件等)

第4条 児童福祉施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等をその役員に含む法人であってはならない。

2 児童福祉施設の長は、暴力団員等であってはならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにしなければならない。

(保育所の乳児室の面積に関する基準)

第5条 保育所に設ける乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(認定こども園である保育所の保育士

(準用)

第9条 第3条の規定は、児童福祉施設
について準用する。この場合におい
て、同条第1項及び第4項中「利用
者」とあるのは、「入所者その他児
童」と読み替えるものとする。

2 第4条第1項及び第3項の規定は、
児童福祉施設の設置者について準用す
る。

3 第4条第2項の規定は、児童福祉施
設の長について準用する。

4 第6条の規定は、保育所に設ける乳
児室の面積について準用する。

(基準省令の改正に伴う措置)

第10条 市長は、第2条から前条までに
定める規定に関して放課後児童健全育
成事業基準省令、家庭的保育事業等基
準省令又は児童福祉施設基準省令が改
正された場合は、速やかに当該規定に
ついて検討を加え、その結果に基づい

の数に関する基準)

第6条 認定こども園（就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供
の推進に関する法律（平成18年法律第
77号）第7条第1項に規定する認定こ
ども園をいう。）である保育所におけ
る保育士の数は、幼稚園（学校教育法
（昭和22年法律第26号）第1条に規定
する幼稚園をいう。）と同様に1日に
4時間程度利用する満3歳以上の幼児
にあつては、おおむね30人につき1人
以上とする。

(基準省令の改正に伴う措置)

第7条 市長は、第2条から前条までに
定める規定に関して基準省令が改正さ
れた場合は、速やかに当該規定につい
て検討を加え、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。

て必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第9条第4項において準用する第6条の規定の適用については、同条中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「1.65平方メートル以上」とする。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第5条の規定の適用については、同条中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「1.65平方メートル以上」とする。

(豊橋市保育の実施に関する条例の廃止)

第2条 豊橋市保育の実施に関する条例（昭和62年豊橋市条例第9号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業の用に供している建物（建築中のものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第2条の規定の適用については、当分の間、放課後児童健全育成事業基準省令第9条第2項及び第10条第4項の規定を適用しない。

理 由

本案を提出するのは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたのに伴い、放課後児童健

全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例でこれを規定し、並びに現行条例を廃止する必要があるからである。